

金融庁告示第 号

平成十四年金融庁告示第七十八号（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第二条第三十一号の規定に基づき住宅金融会社を指定する件）は、平成十九年十二月十八日限り廃止する。

平成十九年 月 日

金融庁長官 佐藤 隆文